
*
* 令和5年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年2月9日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年2月9日 午後 1時26分 開会
3. 令和6年2月9日 午後 2時45分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	欠
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	出
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 伸 行	欠
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	出
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
局長	田中 博				
次長	中藤 宏和				
書記	藤代 晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第45号	農地法第3条の規定による許可申請について		3件	許可
	第46号	農地法第5条の規定による許可申請について		2件	許可
	第47号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について			
8	署名委員				
			15番	伊達千鶴子	
			16番	綱島謙一	
9	議事の内容				
	令和5年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和6年2月9日(金) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 5 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 11 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。15 番伊達委員と 16 番綱島委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。59 番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第 45 号 66 番朗読説明 －</p> <p>66 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 3 筆 3,041 m²です。譲受人の通作距離は 10 m 以内、耕作面積は 3,936 m²、家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 14 万 4 千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2 月 5 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 福武委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現地は既に耕作中で特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。66 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、66 番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次に 67 番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第 45 号 67 番朗読説明 －</p> <p>67 番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 2 筆で 749 m²です。譲受人の通作距離は 60 m 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書をいただいております。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 20 万 2 千円です。この案件につきましては、空き家バンク利用によるものであり、取得する空き家の住所は備考欄に示しており、通作距離はその住所からのものとなっております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2 月 2 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 藤本委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>長らく空き家となっておりましたが、この度売買が成立し、今後は農地を管理していただけたらと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。67 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、67番については許可とすることに決定しました。 次に68番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>— 議案第45号68番朗読説明 — 68番は、譲受人が、譲渡人から贈与より申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆730㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は5,735㎡、家族5人中耕作人は3人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が高齢であり、耕作できないことから近所で申請農地が近い譲受人が贈与により引き受けることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 渡邊委員</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請農地は譲受人の自宅から近くにあり、問題ないと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。68番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、68番については許可とすることに決定しました。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>次に、「議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。55番について説明をお願いします。 — 議案第46号55番朗読説明 — 55番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1,151㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り104万円です。施設の概要としては、太陽光パネル162枚 発電量49.50Kwです。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、7ページから8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 渡邊委員</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>周辺は住宅地で、申請農地との間には道路があるため、隔離されているような状態となっています。水路もあり、支障はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。55番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、55番については許可とすることに決定しました。 次に56番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第46号56番朗読説明 －</p> <p>56番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、分譲宅地及び進入路を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆1,352㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地は10アール当たり1,500万円です。施設の概要といたしましては、分譲宅地7区画1204.74㎡、進入路285.30㎡です。備考に記載しておりますように国土調査がなされていない区域の農地のため測量が行われており、実測面積は1490.04㎡です。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、9ページから10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小野貫治委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
議 長	<p>申請農地は第3種農地で特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。56番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、56番については許可とすることに決定しました。</p>
藤代書記	<p>続きまして、「議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から9番について説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、2ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年2月20日、利用権の設定を受ける者は10名、利用権の設定をする者は10名、利用権の設定をする件数は9件、利用権設定面積は27,154㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長 小曾委員 藤代書記	<p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、1番から9番の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p> <p>それでは、1番から9番について発言をお願いします。</p>
議 長	<p>法人の代表者が個人で法人に貸し付ける案件がありますが、このような場合でも利用権設定を行うのですか。農地の貸し借りということでしたら、この手続きをしていただく必要があります。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から9番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番から9番について決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第11回総会を閉会します</p>

令和6年2月9日

会 長 土 岐 康 夫

1 5 番 伊 達 千 鶴 子

1 6 番 綱 島 謙 一